



Title	『古事記』沙本毘売物語論：人物呼称に着目して
Author(s)	岡本, 恵里
Citation	国語国文研究, 127, 1-15
Issue Date	2004-07-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93661
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_127-01-15.pdf



『古事記』 沙本毘売物語論

—— 人物呼称に着目して ——

岡 本 恵 理

一 はじめに

垂仁記冒頭にある物語は沙本毘売物語と呼ぶにふさわしく、垂仁天皇の後、沙本毘売が物語の中心人物である。この物語の細部の解釈や意味づけは従来の研究でも多岐にわたっている。また、歌謡を含んでいないにも関わらず、文学的達成度の高いことが評価されている。その達成に寄与している、この物語の工夫ともいべきものについては既に多く指摘されている。『経律異相』¹や『搜神記』²などの漢籍の影響がその一つである。垂仁天皇が夢について問いかける箇所³の文体が「四字句連綴」³になっており、それが他の作中人物の発話文にみられないことから「書きことば」による会話の文体の創造を志向し⁴、それは「話主のちがいを文体上に反映させるところまで到達していた」⁴だろうとも考えられている。そして多様な発話文の主題とのからみあいや、二重発話文による方法が詳細に検討され、

さらに、二重発話文による設定が上巻のそれと対応することと歌謡を含まないことは「この物語の生成のプロセスが〈神話〉体系の編成と相応じているため」⁶ではないかという推測もある。そして「内面にたちいたつてのべる」⁷のではなく、くり返し述べられることがらの間に「心情のよみこみをも可能にしていくという点でも有効に働く表現」⁷が取られている、というような、歌謡と違って微妙なニュアンスの表現をもとめない訓主体で書かれた散文の自覚のもとでの表現性も取り上げられている。また、心情を表現する語を豊富に持ち、さらに「不忍の物語と言つていい程」⁹「不忍」といったような表現が多く、「不——」¹⁰がこの物語のめりはりを支えている¹⁰ことで悲劇の物語となりえている。このように沙本毘売物語の研究の幅は広いが、本稿は、すでに指摘されている右のような沙本毘売物語の工夫に加えて、作中人物の呼称を取り上げ、その働きを明らかにしようとするものである。

沙本毘売物語における人物呼称の使い分けについては、早く藤井信男氏が、

「この沙本毘古・沙本毘売の文章では、沙本毘売の記載について、「后」とするす場合、「沙本毘売」とするす場合、あるいは、「母王」「御祖」、また、「伊呂妹」とするす場合、いろいろあつて、それぞれに適切な表現になつてゐる。」(傍線稿者)この「沙本毘売」および末文の「伊呂妹」とあるのは、沙本毘古に対する場合の用例である。天皇に対するときは、「后」である。と指摘している。また、清水明美氏は、物語の進行に従つて、沙本毘売の扱いが徐々に変化してゐるとし、次のように述べてゐる。

その目安となるのが、人物呼称である。沙本毘売は、はじめ后として登場し、兄沙本毘古と対する時には「伊呂妹」となり、また御子を産んでからは天皇の会話文の中で「母王」、地の文では「御祖」とその呼称を変化さる。そして再び后となり、最後は沙本毘古の「伊呂妹」として死ぬことになる。つまり古事記で沙本毘売は、常に誰かと対になる存在として語られるのである、その対になる相手によつて立場を変化させられてゐると言える。沙本毘売を主とする統一的な呼称があつてもよいと思われるのだが、古事記は沙本毘売を従属的な存在として呼称を変化させるのである。

と、藤井氏が右の傍線部のように「それぞれに適切な表現」と濟ませていたのに対し、作品の中での意味をさらに深く掘り下げてゐる。だが、はたして呼称が変化することから、沙本毘売が「従属的な存在」だと言えるのだろうか。この疑問をふまへつつ、本稿では沙本

毘売物語の人物呼称が全体としてどのような表現効果をもつてゐるかを考察していく。

二 複数の呼称をもつということ

沙本毘売が作中人物との関係に基づく呼称で表現されていることをみる前に、まず、一人の人物に複数の呼称が使われているという現象が「古事記」の中でどのような意味を持つたかについて確認しておく。「古事記」で、一人の人物が複数の呼称で表現されていることは珍しくはない。例えば、

例(一) 大穴牟遲神・葦原色許男命・八千矛神・宇都志国玉神・
大国主神(上巻)

(二) 神倭伊波礼毘古命・天神御子・天皇(中巻・神武)

(三) 小碓命・倭建命(同・景行)

というような呼称の変化が思い起こされる。(一)は複数の名を持つ例であり、(三)は、名が変化する例である。(二)は神としての名や呼称から、「天皇」という呼称に変わる例である。これらは名を与えられることや変化後の名の持つ意味・資格が重要な例である。一方、同じく呼称が変わる場合でも、

例(四) 童女・老女(下巻・雄略)

のように、年月が過ぎることで変わつてしまつた赤猪子の外見からの呼称として、使い分けられている例もある。これらの四例は複数の呼称を持つ例ではあるが、関係性からの呼称の変化とはいふ難いものであつて、沙本毘売物語における呼称の変化とは異なるもので

ある。

次に、沙本毘売物語と同じように、同一人物がその文脈ごとに「女」「妻」「后」などによって、親子・夫婦などの関係が強調されている点で、沙本毘売物語と同等とみなせる例をみてみる。

例(五) 其女須勢理毘売・其(適)妻須勢理毘売・其(神之適)

后(須勢理毘売命)(上巻)

ここでは、須佐之男命の「女」としての「其女須勢理毘売」「其我之女須世理毘売」、大穴牟遲神の「妻」もしくは「后」としての「其(適)妻須勢理毘売」「其妻」、「其神之適后須勢理毘売」「其后」などという呼称が用いられている。また、これに対応して須佐之男命は「其父」と呼ばれ、大穴牟遲神は「其夫」と呼ばれるのである。ただし、ここで「女」という関係性と「妻」という関係性は相反するものではなく、神々の血筋をつなぐものとしてある。沙本毘売物語では、物語冒頭で沙本毘売が兄と夫のどちらを選ぶかを迫っていることからわかるように、関係性を基盤とした呼称が用いられていることも、両者が相反しない須勢理毘売の場合とは異なり、沙本毘売を示す複数の呼称は相反するものとして働いているのだ。

また、内容の類似が指摘されている下巻・仁徳記の女鳥王の物語や允恭記の軽太郎女の物語では、人物呼称はどうなっているだろうか。前者の場合、女鳥王は「庶妹女鳥王」「其妻女鳥王」と一度ずつある以外は、名を中心とした、関係性を基盤としない呼称で呼ばれているのである。速総別王もこれに対応するかのようになり、「其弟速総別王」、「其夫速総別王」と同じく一度ずつあるだけで、他は「速総別王」という名で呼ばれている。ここでは、それぞれの名「速総別

王」「女鳥王」が歌謡に「ハヤブサワケ」「メドリ」と詠みこまれていることや「大雀命」との関係もあつて関係性を基盤とする呼称よりも、名を前面に押し出すことによる表現性が強く出ているのだろう。ならば、兄妹で「沙本」を冠するのと同様に「軽」を冠する軽太郎女の物語ではどうなっているのだろうか。軽太郎女はその呼称を全て挙げて「軽太郎女」「衣通郎女」「其伊呂妹軽太郎女」「衣通王」としかなく、地の文に表れる呼称が関係性を重視しているとは考えにくい。ただ、歌謡では、「ワガトフイモ」「カルノヲトメ」「ワガツマ」「オモヒツマ」「アガモフイモ」他、軽太郎女を示すと思われる呼称が頻出している。このことを考え合わせると、軽太郎女が物語に初めて出てくる際の「其伊呂妹」を唯一の例外として、軽太郎女と軽太郎女との関係やその関係を基盤とする心情は、地の文ではなく、歌謡の中に表れていると言えるのではないだろうか。このことは、この物語が「歌謡物語」の名にふさわしいものであることの証左と言えよう。

以上のように「古事記」で、一人の作中人物が複数の呼称で示されること自体は珍しくはない。だが、沙本毘売物語では、兄沙本毘古王との関係において、「伊呂妹」・「妹」、垂仁天皇との関係において「后」、御子を産んだ後に使われる「母王」・「御祖」のように三つの関係性が時に相反するように使われており、また、他の呼称を経て再び既出の呼称が用いられることは他に類をみない。例えば、中巻・仲哀天皇条で名以外では「大后」と呼ばれる息長帯日売命は、御子出産の後には「御祖」と呼ばれ、その後は物語中で再び「大后」と書かれることはないのである。

そして、垂仁天皇の呼称は沙本毘古の発話に表れる「夫」以外では「天皇」で揺るがず、本牟智和気は生誕直後から「御子」の呼称をもつて揺るがない。また、沙本毘古も「兄」以外に対偶呼称をもつていない。結局、名以外の呼称が一貫して揺るがない作中人物の中にあつて、沙本毘売だけが複数の基盤の上に立つてゐるのである。このようにみえてくると、すでに藤井氏の指摘にもあるように、沙本毘売物語においては沙本毘売を示す呼称が適切に使い分けられてゐるのではないだろうか、という推測が改めて確認できるだろう。以下、具体的に使い分けの実態を分析してみる。

三 人物呼称からみる沙本毘売物語

まず、沙本毘売物語の本文を掲出する。⁽¹⁵⁾ 同じ訓主体の記載法でも、地の文と作中人物の発話文とは位相が異なるため、上段に地の文、下段に発話文というように上下二段に分けてゐる。さらに説明の便宜をはかるため、地の文が使う沙本毘売の呼称によつて「兄との関係を基盤とするA」・「天皇との関係を基盤とするB」・「御子との関係を基盤とするC」を基準として分割し、沙本毘売を示す呼称やそれに準ずる語を□、あるいは□で囲み、後の考察で触れる部分に波線を付した上で提示する。

地の文

発話文

此天皇、以沙本毘売⁽¹⁶⁾為⁽¹⁷⁾后之時、——

沙本毘売命之兄、沙本毘古王、問⁽¹⁸⁾其伊呂妹⁽¹⁹⁾曰、
答曰、
爾、沙本毘古王謀曰、
而、即作⁽²⁰⁾八塩折之紐小刀⁽²¹⁾、授⁽²²⁾其妹⁽²³⁾曰、
「以此小刀、刺殺天皇之寝⁽²⁴⁾。」
「孰⁽²⁵⁾愛夫⁽²⁶⁾与兄⁽²⁷⁾歟⁽²⁸⁾、
「愛⁽²⁹⁾兄⁽³⁰⁾。
「汝⁽³¹⁾寔思⁽³²⁾愛⁽³³⁾我者、将⁽³⁴⁾吾与汝⁽³⁵⁾治⁽³⁶⁾天下⁽³⁷⁾」
「妾⁽³⁸⁾兄沙本毘古王、問⁽³⁹⁾妾⁽⁴⁰⁾曰、
「孰⁽⁴¹⁾愛夫⁽⁴²⁾与兄⁽⁴³⁾歟⁽⁴⁴⁾。
是、不⁽⁴⁵⁾勝⁽⁴⁶⁾面問⁽⁴⁷⁾故⁽⁴⁸⁾、妾⁽⁴⁹⁾答曰、

故、天皇、不⁽⁵⁰⁾知⁽⁵¹⁾其之謀⁽⁵²⁾而、枕⁽⁵³⁾其⁽⁵⁴⁾后⁽⁵⁵⁾之御膝⁽⁵⁶⁾、為⁽⁵⁷⁾御寝⁽⁵⁸⁾坐也。爾、其⁽⁵⁹⁾后⁽⁶⁰⁾、以⁽⁶¹⁾紐小刀⁽⁶²⁾為⁽⁶³⁾刺⁽⁶⁴⁾其天皇之御頸⁽⁶⁵⁾、三度⁽⁶⁶⁾拏⁽⁶⁷⁾而、不⁽⁶⁸⁾忍⁽⁶⁹⁾哀情⁽⁷⁰⁾、不⁽⁷¹⁾能⁽⁷²⁾刺⁽⁷³⁾頸⁽⁷⁴⁾而、泣⁽⁷⁵⁾淚、落⁽⁷⁶⁾溢⁽⁷⁷⁾於御面⁽⁷⁸⁾。乃天皇、驚起、問⁽⁷⁹⁾其⁽⁸⁰⁾后⁽⁸¹⁾曰、
「吾⁽⁸²⁾見⁽⁸³⁾異夢⁽⁸⁴⁾。從⁽⁸⁵⁾沙本方暴雨⁽⁸⁶⁾零来⁽⁸⁷⁾、急沾⁽⁸⁸⁾吾面⁽⁸⁹⁾」。又、錦色小蛇、纏⁽⁹⁰⁾繞我頸⁽⁹¹⁾。如此之夢、是有⁽⁹²⁾何表⁽⁹³⁾也⁽⁹⁴⁾。
「妾⁽⁹⁵⁾兄沙本毘古王、問⁽⁹⁶⁾妾⁽⁹⁷⁾曰、
「孰⁽⁹⁸⁾愛夫⁽⁹⁹⁾与兄⁽¹⁰⁰⁾歟⁽¹⁰¹⁾。
是、不⁽¹⁰²⁾勝⁽¹⁰³⁾面問⁽¹⁰⁴⁾故⁽¹⁰⁵⁾、妾⁽¹⁰⁶⁾答曰、

『愛兄歟。』

爾、詵_レ妾曰、

『吾与汝、共治天下。』

故、当_レ殺_二天皇_一、

云而作_二八塩折之紐小刀_一、

授_レ妾。是以、欲_レ刺_二御頸_一、

雖_二三度拳_一、哀情忽起、不_レ

得_レ刺_二頸而_一、泣淚、落_二沾於

御面_一。必有_二是表焉_一。

『吾、殆見_レ欺乎、』

爾、天皇詔之、

乃興_レ軍擊_二沙本毘古王_一之時、其王、作_二

稻城_一以待戰。此時、沙本毘売命、不_レ

得_レ忍_二其兄_一、自_二後門_一逃出而、納_二其

之稻城_一。此時、其后、妊身。於是、天

皇、不_レ忍_二其后懷妊_一、及愛重_二至于三

年_一。故、廻_二其軍_一、不_レ急攻迫_一。

如此逗留之間、其所_レ妊之御子既產。故、

出_二其御子_一、置_二稻城外_一、令_レ白_二天皇_一、

於是、天皇詔、

故、即有_レ得_二后之心_一。

[B]

[B]

是以、選_二聚軍士之中力士輕捷_一而、宣

者、

爾、其后、予知_二其情_一、悉刺_二其髮_一、

以髮覆_二其頭_一、亦、腐_二玉緒_一、三重纏_二

手、且、以酒腐_二御衣_一、如_二全衣服_一。

如此設備而、抱_二其御子_一、刺_二出城外_一。

爾、其力士等、取_二其御子_一、即握_二

其御祖。爾、握_二其御髮_一者、御髮、自

落、握_二其御手_一者、玉緒、且絶、握_二其

御衣_一者、御衣、便破。是以、取_二獲其

御子_一、不_レ得_二其御祖_一。故、其軍士等、

還來奏言、

『御髮、自落、御衣、易破、
亦、所纏御手之玉緒、便
絶。故、不_レ獲_二御祖_一、取_二

爾、天皇、悔恨而、惡作_二玉人等_一、皆

奪_二取其地_一。故、諺曰、不_レ得_二地玉作

也。』

亦、天皇、命_二詔其后言_一、

[B]

[C]

取_二其御子_一之時、乃掠_二取_二其母王_一。或髮、或手、当_レ
隨_二取獲_一而掬_二以捏出_上。

『凡子名、必母名、何称_二是
子之御名_一。』

爾、答曰、

又、命詔、

答曰、

故、隨其_二后_一白_二以_一、日足奉也。又、問_二

其_二后_一曰、

答曰、

然、遂殺其沙本比古王。其伊呂妹、
亦、從也。

はじめに、分割の基準にした地の文に表れる呼称について確認する。まず「A」の「后」についてであるが、冒頭にある「此天皇、以沙本毘売_レ為_レ后之時、」は、これから語る物語がどの時点かを示すものであり、この「后」は、沙本毘売が垂仁天皇の皇后という関係になったことを系譜部分とは別に再度示すものであって、呼称と

「今、当_二火焼_二稻城_一之時_レ而、火中所_レ生故、其御名、宜_レ称_二本牟智和氣御子_一」。
「何為日足奉」。
「取_二御母_一、定_二大湯坐_一・若湯坐_一、宜_二日足奉_一」。

〔B₅〕

「汝所堅之美豆能小佩者、誰解_二美豆能三字以_レ音也_一」。

「旦波比古多々須美智宇斯王之女、名兄比売、弟比売、茲_二二女王_一、淨公民。故、宜_レ使也」。

〔A₂〕

は言い難い。この例と「A」と「B」に一度ずつ表れる「沙本毘売命」を除けば、地の文で用いられている沙本毘売を示す呼称は、部分ごとに次のように統一されている。

①「A」〔A₂〕では、「其伊呂妹」・「其妹」

②「B」〔B₂〕〔B₃〕〔B₄〕〔B₅〕では、「其_二后_一」

③「C」では、「其御祖」

①のように物語の初めと終わりでは、沙本毘古との関係における呼称「妹」が用いられている。また、①②③全体から「A」〔A₂〕〔C〕という限られた部分以外では、地の文は一貫して「后」という呼称を用いていることがわかる。よって、沙本毘売物語の地の文では「沙本毘売」という名を除いた呼称は「妹」↓「后」↓「御祖」↓「后」↓「妹」と、来た道をたどって戻るかのように対称的に表れているのだ。

地の文での沙本毘売の呼称はこのように画然と使い分けられているが、発話文での呼称の表れ方は複雑であり、地の文と同じ態度で使われているとはいえない。以下、区切った部分ごとに呼称に着目しつつ、表現されたものとその表現性を見ていくことにする。

四 「A」〔B〕

——二つの関係性の上にある沙本毘売——

沙本毘売物語冒頭「A」であるが、まず、地の文で垂仁天皇と沙本毘売、沙本毘売と沙本毘古の関係が示されている。しかし、この後「沙本毘売」という名は「A」に見られない。須勢理毘売が多く「其女須勢理毘売」や「其妻須勢理毘売」などのようにくりかえし「関

係性十名」で示されていることと比べると、違いがわかるであらう。沙本毘売物語の人物呼称の特徴として、冒頭部で后・妹として確認された後は二度と「関係性十名」の形で表れない。しかも、その後は一箇所を除いて、名ではなく関係性を基盤とした対偶呼称のみを用いることで、呼称によって沙本毘売のある面を切り取っているかのようなものもある。

沙本毘売の呼称で名以外のものの初出は「其伊呂妹」である。「A」では、後に「其妹」という「伊呂」がない形も出てくる。物語全体をみると、冒頭部と末尾の二箇所「伊呂妹」という呼称が用いられていることから、ここでは同母ということだけでなく、犬飼隆氏が述べるように「それぞれの場面における主要な登場人物であるだけでなく、『伊呂』によって関係付けられる二人が、権威・勢力の上で同一の範疇に属する」ことの強調が意図されているのであらう。

また、「A」発話文「孰愛夫与兄²⁰歟」で沙本毘古が垂仁天皇を指して「夫」と言っていることに注目してみる。「夫」は「古事記」で天皇を指して使われた例がなく、通常天皇以外の夫婦の夫を指して使われる語である。つまり、沙本毘古の発話内に表れている「夫」という語から、沙本毘古は沙本毘売の立場から、「天皇」という制度に則った呼称ではなく、より非王権的な呼称「夫」と「兄」を並べて問うているのである。そして、沙本毘売が兄を選んだ後、沙本毘古が天皇刺殺の命令を下す時には「夫」という呼称を「天皇」という呼称にすり替えているのである。このように沙本毘売以外の人物の場合にも、沙本毘売との関係を基盤とした呼称が機能しているこ

とがうかがわれる。

さてこれに続く「B」では、「A」での沙本毘古と沙本毘売のやりとりが、「A」との重複を含みながら天皇に伝えられる。天皇の問いに答える「妾兄沙本毘古王、問妾曰、……」ではじまる沙本毘売の発話内で、沙本毘売自身を示す一人称は一貫して「妾」である。「妾」は他の一人称と違って、山口ヨシミ氏²¹が「皇祖神・天皇・それに準ずる人の妻が、夫に対する時」の自称代名詞というように、女性であり、なおかつ、ここでは垂仁天皇の後である沙本毘売の一人称として、他の人物と決して紛れることのない用語である。この「妾」という用語は二重発話の発話引用辞と共に必ず記されている。このことは、二重発話の発話主体であることを示し、天皇と同じ時に同じ場にいる沙本毘売と、過去の時間において沙本毘古と共にいた沙本毘売との二重性の中にあつて、前者を際立たせるのに役かっている。そして、当然のことながら沙本毘古の二重発話にある「汝」は沙本毘売の発話の現在における沙本毘売の二人称である垂仁天皇には向かわず、過去の沙本毘売に向かつての呼称であるのだ。つまり、「B」で「妾」とある発話主体の沙本毘売は、「A」の沙本毘売と用語で区別され、そして沙本毘売の発話文にある「汝」は目の前にいるであろう天皇を通り越して沙本毘売を示しているのだ。ここで「妾」「汝」という人称代名詞があることによって、同じ沙本毘売を指しつつも非王権的基盤上にある「A」と王権的基盤上にある「B」という二重性が表れている。

さて、先に沙本毘売物語を掲出する際に地の文と発話文に二分したのだが、「――曰」「――言」「――白」などの引用辞に導かれて

いないために発話文としては認められないものの、厳密には地の文とも言い切れないものとしての心内表現がある。その中で使われている〔B〕末の「其兄」という呼称について検討してみる。この「此時、沙本毘売命、不得忍其兄、自後門、逃出面、納其之稻城。」は地の文での他の箇所のように「不得忍沙本毘古王」と書かれていたとしても指示内容としては十分にその役を果たすものであり、ほとんど変わらぬようにも思える。にも関わらず、ここだけは「其兄」となっているのである。書かれていないことから推測することはさしひかねばならないが、あえてその表現性の差をみるならば、ここには名である「沙本毘古王」ではなく「其兄」とあることによって、より沙本毘売に寄り添った表現となっているのではないだろうか。ここで対偶呼称を使ったことによって地の文のままに、しかし最大限に沙本毘売に密着することができているのだ。かと思えば、その後、地の文は「其后、妊身」となっており、冷静に天皇側から沙本毘売を捉えた表現になっている。このように、呼称が複数の方向から沙本毘売を照らし出すことによって、沙本毘売という一人の作中人物を多面的に描き出すことに成功していると言えるのではないだろうか。

五 〔B₂〕——御子誕生後——

「軍」が攻めずに待っている間に沙本毘売は子を産む。この子が、ここですでに「其所妊之御子既産。」と地の文で「御子」と呼ばれていることに注意したい。出産後、沙本毘売は天皇に「若此御子矣、

天皇之御子所思看者、可治賜こと言うが、天皇が判断を下す前に地の文は「御子」という呼称によって先に答えを出しているのである。そして、結果として、天皇は御子奪取を試みることになるが、この沙本毘売の申し出に対して「雖怨其兄、猶不得忍愛其其后」という二重に不可思議なことを述べている。まず一つ目は、これが沙本毘売の申し出に対する直接の答えではなく、沙本毘売の申し出を受けて行動に至るまでの理由づけのような内容でしかないことである。〔B₂〕のここでは〔B₁〕にある「取其御子之時、乃掠取其母王。或髪、或手、当随取獲而、掬以控出とが、直接の答えとしてふさわしいのだろうか、一度留保され、天皇が次の命令を下すまでの心情が明らかにされている。二つ目は、天皇が自分の兄ではない沙本毘古を、名ではなく「其兄」と呼んでいることである。このことは、沙本毘古を指して「其兄」と呼ぶことがどのように作用しているかを考えることで明らかになる。

まず「其兄」と「其后」、「怨」と「不得忍愛」とが各々対をなしていることがみてとれる。天皇の発話で沙本毘古を「其兄」と呼ぶことによって、天皇は、自分自身と沙本毘売は夫婦という一つの結びつきではないことを認めることになる。順に並べると次のようになる。

〔垂仁天皇〕（后）↓沙本毘売——（兄）↓沙本毘古||反逆者——（妹）
↓沙本毘売

このように、天皇の妻である沙本毘売、そしてその兄である沙本毘古、しかも同時に沙本毘古は天皇に歯向かう者であるので、その妹である沙本毘売も「怨」の対象になるはずなのだ。発話に表れてい

る天皇が考える沙本毘売は、愛しい后と反逆者の妹という二つに分裂してしまっている。

垂仁天皇の「不得忍」に表れている苦悩はこの沙本毘売の矛盾した二つの側面を認識してのことなのである。

ここで、「沙本毘古」と「沙本毘売」というように名を用いた場合は、天皇とこの兩人との関係性は盛り込まれない。が、詔の一文で「其兄」と「其后」という二種類の対偶関係の上に成り立つ呼称が用いられていることによって、垂仁天皇・沙本毘売・沙本毘古という三者の関係が的確に表されている。よって、天皇が沙本毘古を「其兄」と呼んでいることは、絡み合う関係性を、より顕著に表していることになる。

厳密には、沙本毘古を怨むことと沙本毘売を愛しく思うことは、両立しないことではないはずだが、「雖」で結ばれている二つの部分では、冒頭部で「夫」と「兄」を天秤にかけた図式と同じく、ここで「其兄」と血脈でつながっている「妹」と、「后」が天秤にかけられているのだ。

先に述べたようにこの詔は沙本毘売の申し出に対する直接の答えにはなっていない。しかし、詔の直後の「故、即有得后之心。」という一文が、直前の発話文の文脈上の欠落を補う注のように働き、沙本毘売の申し出と天皇の行動を結びつつ、「B₃」の御子奪取の命令へとつながってゆくのだ。

また、次に移る前に確認しておきたいのは、御子が産まれた後であるにも関わらず、「B₂」では「母」「御祖」といった「ハハ」の概念を含む呼称がまだ使われていないということである。

六 [B₃][C][B₄] —— 御子との関係性から ——

「B₃」の垂仁天皇の「力士」に対する命令の中に初めて「ハハ」の概念を含む語「其母王」が出てくる。これは前節にも引いた、御子だけを渡そうとする沙本毘売の先の申し出に、部分的に沿う命令となっている。天皇暗殺を計画した沙本毘古の妹であり天皇のもとから稻城に移ってしまった后である沙本毘売を、天皇として取り戻すためには、沙本毘売が産まれた御子の「母」であることが公の理由として必要だったのだ。このことから溯って考えると、「B₂」では、御子生誕後にもかかわらず「其后」と呼んでいることからわかるように、天皇の関心は、まだ沙本毘売の「ハハ」の部分に至っていないかったことになる。続く「B₃」で、「其御子」と「其母王」の並置を経過しつつ、初めて沙本毘売の「ハハ」の面が露わにされる。ここで天皇が命令を下し、そして「C」に至って、その命令を「力士」が実行するにあたり、今度は地の文の方に初めて「ハハ」の概念を含む「御祖」という呼称が出てくるのである。また、物語末尾で沙本毘売の三面が露わになっていき、再び「伊呂妹」という一面に向かって逆行する時も、それを導いているのは天皇の発話文なのである。このように、物語全体において沙本毘売の妹・妻・「ハハ」という三つの面が交錯しているが、各場面にある天皇の発話文に含まれる人物呼称は、その三面を切り出すことに大いに貢献している。さて「B₃」に戻ると、「其母王」という呼称が用いられた後の地の文で、「爾、其后、予知其情、……」というようにいまだ「后」

のままであることに注意したい。ところが、続く〔C〕では、一貫して「御祖」が用いられている。ここで、〔B₃〕の天皇の発話文で「其母王」、続く〔B₃〕の地の文で「其后」、次の〔C〕の地の文で「其御祖」、続く〔C〕の力士の発話文では同じく「其御祖」という呼称が用いられていることについて検討してみる。まず、青木周平氏は〔C〕で「御祖」という呼称が用いられていることについて、「御子」が問題となる時、母を「御祖」と表現している」と述べている。確かに〔C〕では「御子」と「御祖」は常に対で用いられているが、直前の〔B₃〕で「御子」と「母王」という対も用いられていることから、「母」と「御祖」には、さらに違いがあると考えられないだろうか。

本居宣長が、上巻で大穴牟遲神が八十神の迫害にあい、焼け石で死んだ後に出てくる「御祖命」について、「記中凡て御祖とは、母を云る例なり」と言い、毛利正守氏が「母の語と御祖の語とが同等の立場で互ひに通用してゐる」と述べるように、「古事記」で「御祖」と書かれている場合、それは「ハハ」を示すものである。しかし、尾恵美氏が指摘するように、「御祖」と「母」は使い分けられているのではないか。

『古事記』において、「御祖」の語は当該物語以外で十二例見られる。⁽²⁷⁾

○上巻 「神産巢日御祖命」

「其御祖命」・「其御祖」

「土之御祖神」

○中巻 「其御祖伊須氣余理比売」(神武)

「御祖」(景行・系譜)

*⁽²⁸⁾

「其御祖息長帯日売命」・「其御祖」(仲哀) *

「御祖」・「其御祖」(応神)

となっている。このうち、沙本毘売の場合と同様に、一人の作中人物に対して「母」と「御祖」の両方の呼称が用いられているのは、次に掲出する応神天皇条の物語だけである。

於是、有_二神_一。兄号、秋山之下氷壯夫、弟名、春山之震壯夫。故、其兄、謂_二其弟_一、「吾雖乞伊豆志袁登売、不得_レ婚。汝、得_二此嬬子_一乎」。答曰、「易得也」。爾、其兄曰、「若汝有_レ得_二此嬬子_一者、避_二上下衣服_一、量_二身高_一而釀_二甕酒_一。亦、山河之物悉備設、為_二字礼豆玖_一」、云爾。【自_レ字至_レ玖以_レ音。下效_レ此。】爾、其弟、如_二兄言_一、具白_二其母_一、即_二其母_一、取_二布遲葛_一而【布遲二字以_レ音】、一宿之間、織縫衣・襪及襪・沓。(中略)於是、其兄、懷_二懷弟之婚_一以、不_レ償_二其字礼豆玖之物_一。爾、愁_二白其母_一之時、御祖答曰、「我御世之事、能許曾_二此二字以_レ音_一」神習。又、宇都志岐青人草習乎、不_レ償_二其物_一。(中略)是以、其兄、八年之間、干萎病枯。故、其兄、患泣、請_二其御祖_一者、即令_レ返_二其詛戸_一。於是、其身、如_二本以_一、安平也。【此者、神字礼豆玖之言本者也】。

右にみえるように、この物語ではもっぱら「其母」という呼称が用いられているのだが、「爾、愁_二白其母_一之時、御祖答曰、」という部分で、突然「御祖」に変わっている。これはなぜだろうか。それは「答曰」に続く発話内容から導きだせるのではないだろうか。

発話内容の冒頭には、波線を付したように、「我御世」という語がある。「古事記」で、「御世」は中・下巻にみられる当該以外の十二

例全てが「天皇の御世」として使われている。このことから考えると、ここで「其母」と呼ばれていた天皇ではない作中人物が「我御世」と発話することは、一見、例外のようにみえる。が、この例外的な「我御世」の直前から、今まで「其母」と呼んできた人物を「御祖」に変えることで、その身分を高め、威厳を出しているのではないだろうか。つまり、「其母」という呼称が使用されている間、すなわち「爾、愁白其母之時、」というところまでは、この女性性は秋山之下氷丈夫と春山之霞丈夫の生みの親にとどまるが、「我御世……」と発話する時、すなわち発話の直前の「御祖答曰、」から、政治的色合いの濃い統治者のような存在になっているのだ。

〔C〕について、清水氏が「表記者は、『軍士等』を登場させることによって、沙本毘売を『御子』と対照する『御祖』と表現し得た」とし、また沙本毘売物語の他の部分と比較しても〔C〕では「御」の使用率が高いことについて指摘していることは、この点に関して示唆を与えてくれる。すなわち、違う角度からの表現によって、異なる二面の「ハハ」を沙本毘売に認めることができるのだ。

念のため『古事記』の「母」例（「ハハ」）の概念を含む訓字で、系譜以外のもの）をみてみると、まず上巻・大国主神条に「母乳汁」がみえる。これは、「ハハ」の概念を含んでいるが直接に作中人物を指し示さないもので、除外すると、残りは、崇神天皇条の三輪山の物語における「父母」「其父母」の二例だけである。順に挙げると、崇神天皇条の「父母」↓垂仁天皇条の「其母王」「母」↓先にみた応神天皇条の「其母」となるが、中巻の崇神・応神天皇条のものは、それぞれ、「大物主神」、「秋山之下氷丈夫」、「春山之霞丈夫」（「二神」が

出ている点で、中・下巻が基本的には神の出でこない人の代として書かれている『古事記』の中で、例外的であると言える。

物語内に「后」や「御祖」という呼称が見えており、しかも、集中的に複数の呼称が的確に用いられているという推測にたっている今、〔B〕の垂仁天皇の発話文に見える「其母王」は、〔C〕に集中的に見える「其御祖」とは異なり、王権やその正統な継承といったような政治的意味合いではなく、母と子の血脈的・身体的つながりを強く意図した呼称だと言えるだろう。

また、〔C〕では地の文・発話文の双方に「御祖」の語がみえている。発話文の方は、天皇への報告であって、前の地の文のほぼ繰り返しである。〔B〕で「其后」として「予知」した上で三つのしかけを準備する沙本毘売を描くまなざしと、〔C〕でその沙本毘売のしかけを知らずに沙本毘売奪回に失敗する「力士」を描くまなざしが、分裂している。これは、髪・玉緒・衣についての記述が三度繰り返される中であって、後ろの二度の記述が「御」という接頭辞や「御祖」という呼称がよびあつて凝縮した場面である〔C〕を作り上げていることで、前の〔B〕・後の〔B〕との異なりが鮮明になっている。「御祖」という呼称が限定された部分を切り取り、なおかつ、沙本毘売の「ハハ」の中でも政治的な部分を切り取り、なおかつ、臨場感あふれる場面形成を助けているのである。

沙本毘売奪回に失敗した後、諺とその由来が挿入され、〔B〕では再び天皇と沙本毘売の会話が続く。天皇は三つの頼み事や問いを提示するのだが、結果は天皇の思いとはうらはらに沙本毘売の王権における役割をそいでその退場を促すことになる。すなわ

ち、〔B⁴〕ではまず、一般的に子の名づけは必ず「母」⁽³⁾が行うのだということを引き合いに出し、御子の名を求め、次に養育について尋ねる。沙本毘売が素直に名づけと「御母」(乳母)・「大湯坐・若湯坐」の設定を進言したことは、一方ではこの時点で沙本毘売は自身を「母」と認めていることになるが、他方で沙本毘売は二重の意味で「ハハ」の役を終えようとしていることになるのだ。

七 〔B⁴〕から〔B⁵〕〔A²〕へ

—— 関係性を捨ててゆく沙本毘売 ——

続く〔B⁵〕では天皇が初めて沙本毘売に「汝」と呼びかけつつ、「所堅之美豆能小佩者、誰解」ということを問題としているので、ここで沙本毘売は天皇の後としてのみあるのだ。だが、それに対する沙本毘売の答えには「且波比古多々須美智宇斯王之女、名兄比売・弟比売、茲二女王、浄公民。故、宜使也」と、后になるべき女性の推挙が明言されており、この発話文はまさに天皇の後という王権における役割から解放されるための最後の働きをしている。

このように天皇の発話文が、沙本毘売の王権の中での関係性の破棄を、命名や役割の譲渡を通じて導いてしまっている一方で、〔B⁴〕・〔B⁵〕の地の文では相変わらず一貫して「其后」とある。これは沙本毘売の死後の物語でも一貫しており、「又、随其后之白、喚上美知能宇斯王之女等……并四柱」と沙本毘売は「其后」と呼ばれている。これは〔B⁵〕の「且波比古多々須美智宇斯王之女、……」という沙本毘売の発言が、まだ垂仁天皇の後であった時のものである。

るので、この推挙も、死んでいった反逆者の妹という立場ではなく、后という立場からの発言に基づいているという確認なのだろう。そして、〔A²〕で、兄に従って死ぬ時になってやっと「其后」という呼称から解放され、「其伊呂妹」となっているのである。

八 おわりに

以上のように、沙本毘売物語は沙本毘売と垂仁天皇・沙本毘古王・本牟智和氣御子の三者との関係がその中心として描かれている。そして、その関係性はその時々対偶呼称によく表されているといつてよいだろう。中でも、沙本毘売の呼称にはこれが顕著である。だが、沙本毘売の呼称が変化するのは、沙本毘売が「從属的存在」であるからではないだろう。呼称の変化によって、沙本毘売という同一作中人物を、複数の角度から多面的に捉えることができるのだ。呼称が的確に用いられていることで、三つの関係性の中心にいる沙本毘売の、その箇所が必要な一面だけを他と区別して切り出すことに成功しているのだ。そして、垂仁天皇・沙本毘古王・本牟智和氣御子が、それぞれの関係性の中でまさに沙本毘売を中心として、結びつき、離れてゆくその悲劇を描くことに貢献している。また、地の文や発話文が、考え得る様々な呼称の中からのどの呼称を用いているかによって、どの関係性を基盤としているのかをはかることができるのだ。さらに、人物呼称は、どの角度から作中人物の一つの面を切り出しているのかを読み取るための目印にもなっているのである。最後に、地の文と発話文にみられる呼称によって、沙本毘売

のどの面が切り出されているかを順に挙げる。

〔A₁〕 沙本毘古王の「伊呂妹」

〔B₁〕〔B₂〕 天皇の「后」

〔B₃〕 御子の非王権的な「母」

〔C〕 御子の王権的な「御祖」

〔B₄〕 御子の非王権的な「母」

〔B₅〕 天皇の「后」

〔A₂〕 沙本毘古王の「伊呂妹」

このように、関係性に基づく沙本毘売が対称的に表れている。このことから〔C〕以降が、沙本毘売が順に背負ってきた関係性を逆からたどるように、一つずつ消していることがわかるだろう。

歌謡を持たない沙本毘売物語が、起伏のある物語たりえているのは、一つには適宜選び取られている呼称がその基盤にある関係性を示唆しているからでもあるのだ。また、内容だけでなく、呼称がよびあつて場面をつくり出し、離れている場面对応させ、前後の場面对比させるという機能を持っているためでもあるのではないだろうか。

注

- (1) 瀬間正之「垂仁記と漢訳仏典」(『記紀の文字表現と漢訳仏典』一九九四年十月／初出 一九八八年一月)
- (2) 神田秀夫「羅雀記一」(『古代文学』二一九六二年十二月)
- (3) 神田秀夫「垂仁天皇と沙本毘売との物語」(『古事記の構造』

一九五九年五月)

(4) 身崎壽「文字と散文文学の成立」(『国文学』三二—二 一七八七年二月)

(5) 青木周平「垂仁記・沙本毗賣物語における会話文の性格」(『古事記研究——歌と神話の文学的表現——』一九九四年十二月／初出 一九八九年十月)

(6) 荻原千鶴「沙本毗売命・本牟智和氣御子物語の方法——須佐之男命の〈神話〉から——」(『日本古代の神話と文学』一九九八年一月／初出 一九九二年三月)

(7) 神野志隆光「『古事記』の表現 序説」(『論集上代文学』第十七冊 一九八九年八月)

(8) 木村龍司「古事記における歌謡・台詞・心情表現語の役割について」(『記紀論攷』一九七七年一月)

(9) 中西進「垂仁天皇 沙本毘古王の反逆」(『古事記をよむ3 大和の大王たち』一九八六年一月／初出 一九七四年六月)

(10) 深沢忠孝「佐保毘古王の反逆」(『古事記』一九七七年五月)

(11) 藤井信男(中巻注解担当)。(『古事記大成 本文篇』一九六二年四月)

(12) 清水明美「沙本毘売と女鳥王の人物造形——敬語接頭辞「御」の使用法を中心として——」(『古事記年報』三九 一九九七年一月)

(13) 品田悦一「歌謡物語——表現の方法と水準」(『国文学』三六一 八 一九九一年七月)では、この変化に、落差を唱和の場面において浮かび上がらせ、歳月の重みを表現する「散文自身

による形象化」をみている。

- (14) 先の例(五)「須勢理毘売」の呼称は、地の文で「其妻」とある後に、須佐之男命の発話文中で「其我之女須世理毘売」と既出の呼称「女」に戻っている。が、後に確認するように沙本毘売物語では地の文のみにおいて、既出の呼称に戻っている。よってこれらを同様にみなすことはできないだろう。

- (15) 本文の引用は、原則として『新編 日本古典文学全集 古事記』によった。また、その訓読文により、「・」・「・」を加え、割注には「【】」を付した。

- (16) さらに、Aについては、物語冒頭部を「A」、末部を「A₂」とし、Bについては、場面の転換や発話文内の人物呼称によって「B₁」「B₂」に分けておく。

- (17) 文脈上、沙本毘売個人を示す度合いが強いと判断したものは□で、沙本毘売個人を示さず、明らかに役割を示しているものや、沙本毘売を示さないとはいえないが、沙本毘売個人を示す呼称としての働きが弱いと判断したものは□で囲んでいる。

- (18) 西尾光雄「文章の種類と用語の問題」(『解釈と鑑賞』一九九一年九四年九月)は、沙本毘売物語において、「一度前に述べられたものである場合には、ほとんどいつてよいほど、わずらわしいまでに『其』の文字が用いられている」と「其」の使われ方に注目し、その使用度は地の文と比べて発話文では局限されている、と指摘している。

- (19) 犬飼隆「接頭辞『いろ』を万葉仮名と正訓字とで表記した意

図」(『上代文字言語の研究』一九九二年二月/初出 一九九〇年一月)

- (20) 「膳夫」「壮夫」「賤夫」などを除いた、「妻」の対偶としての「夫」の例である。

- (21) 山口ヨシミ「古事記の自称代名詞の用字法について」(『古事記年報』四 一九五七年六月)

- (22) 一方で「於是、天皇、不_レ忍_二其后懷妊、及愛重至_二十三年_一。」という天皇の心内表現が続いているのだが、こちらは「問_二其后_一」のように、前後の地の文で使われているのと変わらず「其后」とあるだけなので、語りが天皇に近づいていることをはかることはできない。

- (23) 注(5)に同じ。

- (24) 本居宣長「古事記伝十之卷 神代八之卷」(『本居宣長全集』第九卷)

- (25) 毛利正守「古事記に於ける『御祖』と『祖』について」(『芸林』十九—一九六八年二月)

- (26) 尾惠美「『古事記』における『御祖』の語義」(『古事記年報』四—一九九九年一月)ただし、「靈能により子の命を守り、その成長を見守る存在として『御祖』は描かれているのではないだろうか。」とし、沙本毘売についても、「御子の為に靈能を発揮した時点で『母王』から『御祖』へと表記が変化している。」という意味づけには従えない。というの、予め事態を予測した沙本毘売命が既に対応策を実行していた」というが、その部分では、地の文にはまだ「其后」とあり、ま

た、沙本毘売物語において、「御祖」という語がその後の〔B〕
〔B⁵〕〔A²〕にはないからである。

(27)

他に一例「葛城之高額比売命。〔此者息長帯比売命之御祖。〕」

があるが、注であるため、今回の検討の対象からは除外した。

(28)

*を付した伊須気余理比売と息長帯日売命は共に、他の「御祖」とは異なり、固有名詞としての名を持っている上で、「御祖」とある。この点で、名を持ちつつも「御祖」が用いられる沙本毘売と近い。しかし、伊須気余理比売と息長帯日売命の両者は、それぞれ綏靖天皇と応神天皇の母であるのに対して、沙本毘売の産んだ本牟智和気は結局のところ皇位についていない。にも関わらず、「御祖」が用いられている沙本毘売は〔C〕の時点ではまだ、王権の正統な血筋の継承に関わる者としてあるのではないだろうか。

(29)

上巻にある唯一の例は、地の文にみえる「是以、御世、島之速賢献之時、給猿女君等也。」であり、特定の神や天皇に限定しない一般的な「御世」である。

(30)

注〔12〕に同じ。

ただし、「母」と「御祖」の使い分けは、敬意の高低に由来するのではなく、その語の持つ基盤が身体的・非王権的であるか、王権的であるかという異なりに由来するものだと考えたい。

(31)

「凡子名、必母名、何称是子之御名」にみえる「母」は、直接には「母」という役割を指しており、沙本毘売の呼称であるとはいえないが、この詔を天皇が沙本毘売に向けて発して

いることから、結果として天皇の発話文において沙本毘売
「母」ということになるう。

(おかもと えり・北海道大学大学院博士課程)